年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 26 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 19件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年3月まで

私は、婚姻を契機に国民年金に加入し、夫と一緒に農業協同組合の振替で保険料を納付してきた。私だけ未納なのは考えられないので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫も、制度発足時の昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの加入期間のすべてが納付済みとなっている上、48 年 4 月からは付加保険料も納付していることから、国民年金に対する意識は非常に高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、昭和 40 年 11 月ごろか又は 41 年 2 月ごろに、未納保険料を一括で納付した記憶があると述べているところ、申立人及びその夫は、昭和 40 年度の保険料を 40 年 12 月に納付していることが確認でき、未納保険料を納付する意思があったことがうかがえ、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私は、会社を辞めた後、老後のことを考え国民年金に加入するように両親から再三勧められていたため、A市で国民年金の加入手続を行い、保険料は毎月B銀行C支店(現在は、D銀行C支店)かE郵便局で納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの期間は、当初、納付済みと記録されていたところ、これが二重線により抹消されているが、昭和58年度以降に、申立人が57年7月にさかのぼって資格を喪失する理由は無いほか、社会保険庁の特殊台帳には申立人が46年12月に資格取得した後、喪失記録が無いにもかかわらず、58年5月に再取得した記録があり、申立人の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

また、同台帳には、還付が行われたことを示す記録が無いことから、当該期間については、納付済期間とするのが妥当である。

一方、F市の被保険者記録及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、昭和58年5月2日に資格喪失とされていることから、昭和59年度及び60年度については、F市から納付書が申立人に送付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人から提出のあった昭和60年の確定申告書に記載された社会 保険料控除額は、その内訳が申立人の夫の社会保険料及び退職時の任意継続健 康保険料であることが確認でき、申立人の1年間の国民年金保険料(7万 9,320円)は含まれていないことから、申立人は、60年中に国民年金保険料を納付していなかった可能性がうかがえるほか、60年中に納付すべき保険料を、その後さかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から50年12月まで

② 昭和51年10月から53年3月まで

③ 昭和61年6月から62年3月まで

私は、国民年金への加入を父親から勧められたので、昭和49年3月ごろ A町役場で加入手続をした。当時、父親が同町でB店を経営しており、同店 から私の給与が支給されていたので、年2回ほど、半年分ぐらいの国民年金 保険料をC銀行(現在は、D銀行)に自分で納付していた。

当時の領収書などの関係資料は所持していないが、保険料を納付していたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が、昭和55年3月31日であることから、申立期間の大部分は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるところ、申立人は特例納付によりさかのぼって納付したという主張は無い上、一部過年度納付が可能な期間についても、申立人が当該期間の保険料を納付した形跡が見当たらない。

また、申立期間について、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

一方、申立期間③については、前後の期間は納付済期間(後の昭和62年4月から63年3月までの期間は厚生年金保険との重複により後日還付)であることから、申立期間③のみを未納にしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

私の母親が、母親自身の国民年金保険料を集金人に納付していたところ、 その集金人から私も国民年金に加入するように勧められたので、私が国民年 金の加入手続を行い、その保険料は集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料の納付書は現在も所持しており、その納付書には領収印は押されていないが、集金人に納付したことを私ははっきりと記憶している。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効は完成しておらず、納付可能であった可能性があり、申立人は、申立期間直後の期間について 遡って納付していることが確認でき、申立期間についてのみ未納としたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について集金人に納付したと述べているところ、A社会保険事務局では、「過年度保険料については社会保険事務所の職員が戸別訪問し保険料を収納していた。」との回答をしていることから、申立人が供述している納付方法と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年11月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であ る。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から47年11月まで

私の申立期間に係る国民年金加入手続は、昭和44年8月に、私の亡夫がA市役所で行ったはずである。また、申立期間に係る保険料の納付は、当時30歳代ぐらいの女性が自宅に集金に訪れた際、毎月200円から300円ぐらいの印紙を購入し、国民年金手帳にはり検認印を押してもらう方法であったが、途中から納付書に現金を添えて納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金任意加入手続を行ったことについて、「夫が昭和44年2月に転勤のため、B市からA市に転居し、同年4月に申立人の長女が小学校に入学したが、最初に入居した住宅に問題があり、同年8月に同市内で転居し長女も転校した時期に、自分の将来のことを考えて、夫に加入手続を行ってもらった。」と供述しており、申立期間に係る記憶が鮮明である上、昭和44年2月にA市に転居していることが確認できるなど、その供述内容に矛盾する点は無い。

また、申立人は「当時、月額 200 円から 300 円の保険料を毎月か3か月ごとに集金人に納付しており、徐々に保険料が上がっていった記憶がある。」と述べており、その金額は申立期間当時のものと一致する。

さらに、A市では、申立期間当時の国民年金の取扱状況について、「記録が残っていないため確定できないが、国民年金制度発足当初から集金人による印紙検認が行われていたと思われ、昭和47年4月からは集金人による印紙検認方式と納付書方式を1年ぐらい併用し、その後、納付書方式に移行していった

と思われる。」と回答しており、その取扱内容は申立人の供述内容と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私が平成3年4月に大学に入学したことを契機に、国民年金の加入手続及 び保険料の納付は、すべて父親が行ってくれる約束で加入した。

国民年金保険料は、前納すると割引されることから、毎年、4月にA市在住の父親に納付書を郵送し、父親はA市内の銀行から前納してくれていた。申立期間は、父親が間違いなく保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から国民年金に加入し、国民年金加入期間のうち、 申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、申立期間の前後を含む、 申立人の国民年金被保険者期間の大部分は国民年金保険料が前納されている など、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父親 の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の父親は、毎年12月に支給されるボーナスから、翌年4月に 申立人の国民年金保険料を前納するための保険料相当額に充当する金額を別 の金融機関に入金したとしており、その父親のボーナスが振り込まれた金融機 関の預金取引明細書には、その充当額と見られる出金記録の形跡が認められる。

さらに、申立人の母親は、i)国民年金については、夫(申立人の父親)がだれにも任せず管理していたこと、ii)長女(申立人)は、芸術の道を進むことから、大学時代から国民年金に加入させた上、父親がその保険料を納付していたこと、iii)次女については、勤務先を退職後、国民年金に加入させた上、父親がその保険料を納付していたこと、iv)長男については、大学時代の20

歳から国民年金に加入させた上、父親がその保険料を納付しており、会社を辞めてB職になる直前の1か月についても保険料を納付していたこと、v)子供たちの年金が優先され、自分(申立人の母親)の年金は60歳の満期まで納付させてもらえなかったことなどを明確に記憶しており、このほかに長男、次女及び長男の妻からも同様の証言が得られていることから、申立人の父親が、申立人に係る当該期間の国民年金保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間は、12 か月と短期間であり、その当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化がみられないほか、申立人の父親が申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び60年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで

② 昭和60年6月から61年3月まで

私は、友人に勧められ、昭和53年4月に国民年金に任意加入し、昭和54年度までの国民年金保険料については、3か月ごとに金融機関で納付していたが、夫から一括納付するように言われたので、55年度以降は保険料を一括納付してきた。しかしながら、申立期間①は未納と記録されており、申立期間②については、資格喪失届を提出していないにもかかわらず、未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月から国民年金に任意加入し、61年に第3号被保険 者資格を取得するまでの期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料の未納 及び未加入期間は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後が納付済期間であり、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も見られないことなど、申立内容に不自然さは無い上、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情は見当たらない。

さらに、申立期間②についても、10 か月と短期間であり、i)申立人は、昭和53年4月から55年3月までの期間については、3か月ごとに国民年金保険料を納付してきたところ、申立人の夫から一括納付するように言われたので、昭和55年度以降は一括納付に切り替えた上、当該期間についても金融機関で

一括納付したことを明確に記憶しており、A市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致していること、ii)申立人の夫は、申立期間②当時は、勤務先に変更は無い上、経済的にも安定しており、国民年金に任意加入していた申立人が第3号被保険者に切り替わる前に、国民年金の資格を喪失しなければならない事情は無かったことを証言していることから、申立人が申立期間②のうち、60年4月及び同年5月の保険料のみ納付した後に資格喪失届を提出する理由は見当たらなく、申立人が当該期間の保険料を一括納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録のうち、平成13年10月から同年12月までは22万円、14年1月から同年12月までは24万円、15年1月から同年12月までは34万円、16年1月から同年12月までは30万円、17年1月から同年5月までは22万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは22万円、18年1月から同年6月までは28万円、同年7月は18万円、同年8月から同年12月までは28万円、19年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 31 日は 17 万 5,000 円、同年 12 月 30 日は 66 万 9,000 円に訂正し、16 年 7 月 30 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 30 日は 19 万 9,000 円、17 年 7 月 29 日は 13 万 7,000 円、同年 12 月 30 日は 6 万円、18 年 7 月 31 日は 12 万 4,000 円、同年 12 月 29 日は 6 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から19年5月まで

申立期間においてA社に勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が受け取っていた給与の額と大きく相違しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下 「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基 づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた と認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う 標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか 低い方の額を認定することとなる。

2 したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、i) 平成17年6月及び19年5月については、申立人から提出された給与明細 書で確認できる保険料控除額から、17年6月は30万円及び19年5月は28 万円、ii) 18 年7月及び 19 年2月から4月までの期間については、申立 人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額から、18年7月は18 万円、19年2月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、iii)13年 10月から15年12月までの期間については、申立人から提出された平成13 年度から 15 年度までの確定申告書の写し、14 年度から 20 年度までの市民 税・県民税納税通知書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が 確認できる預金通帳の写しにより推認できる保険料控除額に見合う報酬月 額から、平成 13 年 10 月から同年 12 月までは 22 万円、14 年 1 月から同年 12月までは24万円及び15年1月から同年12月までは34万円、iv)16年 1月から17年5月までの期間、同年7月から18年6月までの期間及び同 年8月から 19 年1月までの期間については、申立人から提出された 16 年 度から 19 年度までの確定申告書の写し、17 年度から 20 年度までの市民 税・県民税納税通知書の写し、申立期間に係る給与及び賞与の振込金額が 確認できる預金通帳の写しにより推認できる報酬月額から、16 年1月から 同年 12 月までは 30 万円、17 年 1 月から同年 5 月までは 22 万円、同年 7 月から同年 12 月までは 22 万円、18 年 1 月から同年 6 月までは 28 万円、 同年8月から同年12月までは28万円及び19年1月は20万円とすること が妥当である。

また、標準賞与額が厚生年金保険の年金額計算の基礎とされることとなった平成15年度以降の賞与については、B社会保険事務局から提出されたA社に係る15年度から18年度までの算定基礎届の総括票の写し、申立人から提出された18年度の夏期賞与明細書の写し及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写しにより、当該事業所は申立人に各年度2回の賞与を支給していたことが確認できることから、申立期間のうち、i)15年度については、社会保険庁に記録されている標準賞与額が、申立人から提出された16年度の市民税・県民税納税通知書及び預金通帳の写しにより推認できる賞与支給額並びに保険料控除額よりも低額であることから、平成15年7月31日は17万5,000円、同年12月30日は66万9,000円に訂正し、ii)16年度から18年度(平成18年度夏期賞与を除く)までについては、申立人から提出された17年度から19年度までの市民税・県民税納税通知

書及び預金通帳の写しにより推認できる賞与支給額並びに保険料控除額から、16年7月30日は29万3,000円、同年12月30日は19万9,000円、17年7月29日は13万7,000円、同年12月30日は6万円、18年12月29日は6万1,000円、iii)18年度夏期賞与については、申立人から提出された賞与明細書の写しにより確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、18年7月31日は12万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の申立人から提出された関連資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、及び平成15年度の標準賞与額については、前述同様に推認できる標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が一致しておらず、そのほかの期間については、社会保険事務所に標準賞与額が記録されていないことから、事業主は、上述の関連資料等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間のうち、i) 平成7年4月から同年12月までの期間につ いては、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立人から提出さ れた平成8年度の市民税・県民税納税通知書の写しにより推認できる報酬 月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていること、ii)8年 1月から同年12月までの期間、及び12年1月から13年9月までの期間に ついては、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立人から提出 された9年度及び14年度の市民税・県民税納税通知書並びに12年度の確 定申告書の写しにより推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と一 致していること、iii) 9年1月から 11年 12月までの期間については、申 立人から提出された預金通帳の写しから、申立人の当該事業所における給 与の受取額は確認できるものの、確定申告書等の関連資料が存在しないこ とから、申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することがで きないこと、iv)B社会保険事務局から提出された当該事業所に係る滞納 処分票により、当該事業所は13年1月分から社会保険料等(健康保険料、 厚生年金保険料、児童手当拠出金)を滞納し始めており、その事蹟には、 当該事業所はそのころから資金繰りに苦労していたことが記載されている こと、v)社会保険庁のオンライン記録により、この当時の当該事業所お ける厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の推移を確認したところ、平成 13年度の算定基礎届により、大多数の被保険者について、12年度の算定基礎届により決定された標準報酬月額よりも低額で届出されていることが確認できることから判断して、これらの期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年2月28日まで 申立期間においてA社のB支店長として勤務していたが、その期間の給 与月額は50万円ぐらいであった。

社会保険事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が大きく引き下げられているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月28日)の翌日に、申立人の標準報酬月額は平成4年4月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成6年2月28日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した7人のうち申立人を含む4人については、標準報酬月額が4年4月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されており、残りの3人及びそれ以前に資格喪失した3人の合計6人についても、6年4月7日に4年4月又は同年11月までさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、当該事業所の 取締役であることが確認できるものの、i)複数の同僚が、申立人はB市に おいて支店長として勤務していたと供述していること、ii)当該事業所の給 与及び社会保険事務はC本社で一括して行っていたこと、iii)申立期間当時、 当該事業所において経理及び社会保険事務を担当していた者は、「当該事業所は、社会保険料を滞納していた。社会保険事務所から呼出しがあり、社長が会社印を持って出向いて行ったことを覚えている。それ以来、社会保険事務所から督促の連絡が来なくなった。」と供述していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届の提出については、申立人は関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人のA社B事業所C出張所における資格取得日は、昭和25年7月1日、資格喪失日は27年5月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

2 申立人のA社B事業所(昭和 35 年7月1日付けでD社に名称変更)に おける資格取得日は、昭和 27 年5月1日、資格喪失日は同年同月7日で あると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要で ある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年5月7日まで 昭和20年11月14日から27年5月6日までの期間、A社B事業所に勤 務していた。申立期間当時は、C出張所の職員として昭和25年度はE職、 26年度はF職の役職に就いていた。会社からの厚生年金保険の加入期間回 答書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するC出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名 簿において、申立人と生年月日は異なるものの、氏名、性別及び厚生年金 保険被保険者台帳記号番号が一致する者が、昭和25年7月1日に厚生年金 保険被保険者の資格を取得し、27年5月1日に同被保険者の資格を喪失し ていることが確認できる。

また、当該記録は社会保険庁のオンライン記録には収録されていないものの、i)健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名、性別及び厚生年金

保険被保険者台帳記号番号が申立人と一致していること、ii)昭和54年9月20日付けA社G事業所発行の厚生年金保険の加入期間回答書において、厚生年金保険被保険者資格取得日が20年11月14日、同資格喪失日が27年5月7日と記載されていること、iii) A社B事業所の承継会社であるH社が保管している従業員名簿において、申立人の雇入日が20年11月14日、退職日が27年5月6日と記載されていること、iv)複数の同僚が申立人は申立期間においてはC出張所の役員であったと供述していることから、当該記録は申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する 今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、 8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和27年5月1日から同年同月7日までの期間については、社会保険事務所が保管するA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が一致する者が、27年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年同月7日に同被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、当該記録は社会保険庁のオンライン記録には収録されていないものの、i)社会保険事務所が保管するA社B事業所における厚生年金保険被保険者名簿の氏名、性別、生年月日及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立人と一致していること、ii)昭和54年9月20日付けA社G事業所発行の厚生年金保険の加入期間回答書において、資格取得日が20年11月14日、資格喪失日が27年5月7日と記載されていること、iii)A社B事業所の承継会社であるH社が保管している従業員名簿において、申立人の雇入日が20年11月14日、退職日が27年5月6日と記載されていることから、当該記録は申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する 今回統合する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月1日から52年12月1日まで

平成20年に社会保険事務所で、自分の年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みになっているとの回答があった。しかし、年金は大切なものと認識しており、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和52年12月の前後2年以内に資格喪失した女性で、かつ、受給資格のある者33人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者は申立人以外には一人しかいない上、当該受給者は「自分で社会保険事務所に行って手続した。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「昭和 53 年 5 月 3 日に別の事業所に再就職したが同年 10 月 6 日までは試用期間であった。」と主張しているところ、当該事業所では、「中途採用者については採用後 3 か月以上の試用期間がある。」と回答している上、申立人と同時期に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚も、3 か月以上の試用期間があったと回答していることから、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとする日には既に別の事業所で勤務していたと考えられ、当該時期に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1万1,619円

相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月1日から52年4月1日まで

② 昭和58年1月10日から60年4月1日まで

昭和51年4月の入社から61年3月末に退職するまで、継続してA社で、B職として勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険被保険者の資格取得日が52年4月1日、資格喪失日が58年1月10日になっており、両申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA 社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、i)申立人が名前を挙げた同僚は、全員、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できること、ii)複数の同僚が、申立人はB職兼B職指導係をしていたと述べているが、当該事業所の厚生年金保険の適用時(昭和51年6月1日)から複数のB職が厚生年金保険に加入していることが確認できること、iii)当該事業所の入社日を記憶している複数の同僚が、自身が記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しており、このうち二人が当該事業所の面接時に当該事業所が厚生年金保険に加入していることを

確認していることから、当該事業所においては、試用期間等を設けていなかったものと考えられ、申立人のみが、申立期間①に厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和52年4月の社会保険事務所の記録及び申立人と同じ職種の同僚の標準報酬月額の推移から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、申立人が昭和52年4月1日に被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る51年6月から52年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の複数の同僚の供述及び商業登記簿謄本の 記録から判断すると、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 58 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時は適用事業所に該当していなかったことが確認でき、当該事業所において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった月まで厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間②は別の事業所に勤務しているか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しており、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった月まで厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる者に照会したが、申立期間②に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、 資格記録に訂正された形跡は見当たらない上、申立人の健康保険証の返納 年月日は昭和58年1月31日であり、申立人は引き続き健康保険任意継続 被保険者になっていることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

た事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について、 確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年5月6日、資格喪失日に係る記録を同年11月16日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、14年5月は22万円、同年6月から同年10月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで 平成 9 年から 16 年まで、毎年、5 月ごろから 11 月ごろまでの夏期間に

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について 照会したところ、平成14年の夏期間のみ、加入記録が確認できないとの回 答があった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

ついて、A社において期間雇用のB業務担当として勤務した。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する出勤簿の写し、労働契約書の写し、給与支給調書の写し及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は当該事業所に平成14年5月6日から同年11月15日まで勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する申立人の給与支給調書の写し及び申立人が所持する給与明細書から、平成14年5月は22万円、同年6月から同年10月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと

は考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る 届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 14 年5月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業 主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録のうち、昭和48年4月から同年6月までのA社における標準報酬月額を4万5,000円、平成元年9月のB社における標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、両事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年7月1日まで

- ② 昭和61年8月1日から同年10月1日まで
- ③ 平成元年9月1日から同年10月1日まで

申立期間①についてはA社(現在はC社)、申立期間②及び③についてはB社に勤務していた。

社会保険庁のオンライン記録では、すべての申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料額と見合っていないので、すべての申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、すべての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、i) 申立期間①に係る昭和48年4月から同年6月までについては、申立人から

提出のあったA社の給与明細書(写し)で確認できる保険料控除額から4万5,000円、ii)申立期間③に係る平成元年9月については、申立人から提出のあったB社の給与明細書(写し)で確認できる保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料の両事業主による納付義務の履行については、両事業主は不明 としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により、消滅する前に事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間②については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立人から提出のあった昭和61年9月分の給与明細書(写し)により確認できる保険料控除額より低いことが確認できるものの、同明細書(写し)に記載されている総支給額が24万1,700円であることが確認でき、これに見合う標準報酬月額が社会保険庁の記録と一致することから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在はB社)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和37年9月1日)及び資格取得日(昭和38年2月3日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和37年9月は5,000円、同年10月から38年1月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から38年2月3日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が、昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 2 月 3 日まで中断している。

当該事業所には昭和34年6月に弟子入りし、5年間は途中で退職することを許されなかったので、申立期間は間違いなく当該事業所に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和37年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失後、38年2月3日に同社において再度資格を取得しており、37年9月から38年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所の専務でその後代表取締役となった元事業主は「申立人は私の隣に住んでいたので、生まれた時から少年期までよく知っている。学校の成績も良く、健康で明るい少年であった。 A社には昭和34年ごろに入社し、弟子入り後5年間は辞められないという約束であったので、申立人は間違いなく申立期間も勤務しており、給与から厚生年

金保険料も控除されていた。」と供述しているとともに、申立人が記憶している同僚二人及び社会保険庁のオンライン記録から申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している二人の合計4人も「申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に退職したことや身分が変わったことは無かった。」と供述している上、このうちの二人は「弟子入り後、5年間は当該事業所を退職することができなかった。」と供述していることから、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者 名簿は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年2月1日 から38年2月27日までに被保険者資格を取得した者10人の記録しかないが、 この中で厚生年金保険の被保険者資格を再度取得している者は申立人のみで あることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、B社では、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況等 について「当時の資料を廃棄しているため不明である。」と供述している。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る申立期間前後の記録及び申立人と年齢が近い同僚の申立期間における標準報酬月額の推移から、昭和37年9月は5,000円、同年10月から38年1月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和32年8月26日)及び資格取得日(昭和33年3月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月26日から33年3月1日まで 昭和30年12月から34年8月まで、A社においてB職として勤務して いたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務中は、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、加入記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 30 年 12 月 1 日 に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32 年 8 月 26 日に資格を喪失後、33 年 3 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、32 年 8 月 26 日から33 年 3 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が記憶している同僚8人のうち回答があった3人及び申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚二人の合計5人(うち4人は申立人と同職種のB職)が「申立人は、B職として当該事業所に継続して勤務しており、勤務が途切れたことも身分が変わったことも無い。」と供述していること、及びそのうちの二人が「申立人と同じ社宅に住んでいた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間にB職として当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚5人のうち3人は、「昭和32年ごろは、当該事業所が経営する営業所がC市内に4か所あった。」と供述し、そのうちの一人は「昭和32年ごろ、D施設内に開設された営業所に申立人と一緒に出向という形態で勤務し、そこで新たに採用した男性二人、女性4人を含めた合計8人で営業所を運営した。自分は責任者、申立人はB職で、正社員はこの二人だけであったが、同営業所には1年以上勤務した。」と供述しており、同人も申立人と同じ期間、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得記録が無いこと、及び昭和33年3月1日に、当該事業所において再度被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

さらに、前述の同僚5人のうち二人は「申立期間当時、当該事業所における給与事務及び社会保険等の事務は、4か所の営業所のうち本社機能があったE営業所で一括管理していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、申立人及び申立人とD施設内に開設された営業所で一緒に勤務したとする同僚一人の合計二人を除き、申立期間において厚生年金保険被保険者期間が空白である者は見られないことから、当該事業所においては、申立人及び申立人と一緒にD施設内の営業所に出向した同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得届を何らかの理由により行わず、一定期間経過後の昭和33年3月1日に、再度両人の被保険者資格取得届を社会保険事務所に行ったと考えるのが妥当である。

なお、当該事業所では、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険被保険 者資格取得届及び給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて 「当時の資料は廃棄しているため不明である。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和32年7月及び33年3月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

昭和61年4月の第3号被保険者資格への事務処理の誤りにより、申立期間が未加入期間になったと思う。私は53年4月、国民年金に任意加入し、第3号被保険者になるまでその保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、当初、昭和60年4月26日の資格喪失は夫の勤務先が手続をしたと述べていたが、その後、市から第3号被保険者へ資格種別変更する情報を得たので、自分で60年4月26日に資格喪失手続を行ったと述べている上、申立人所持の国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録にも同日に任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は昭和61年4月の国民年金法の一部を改正する法律の施行前であることから、申立人の夫の勤務先が代行して資格の種別変更を行うことは制度上できない上、市町村は同法施行前に第3号被保険者への資格種別変更の広報は行っていたものの、資格喪失の指導を行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年9月まで

昭和59年3月31日にA社を退職する際、当時の事務担当者が健康保険任意継続手続に併せて国民年金の加入手続も行ってくれた可能性があり、61年4月にB市役所で健康保険任意継続から国民健康保険へ切替手続を行った。

その時に、同市役所の窓口職員が国民年金の加入状況を確認しているはずだが、未加入であると言われた記憶が無い。

また、同市C区の国民年金被保険者記録では、平成元年9月に国民年金の加入手続を行い、昭和63年10月から平成元年8月までの保険料を過年度納付していることになっているが、国民年金の加入手続は、59年4月であれば勤務先の事務員が、又は61年4月であれば私自身が手続を行ったはずであり、保険料についても国民年金加入後は定期的に納付しているはずである。申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後の国民年金加入手続の時期について、昭和 59 年4月であれば同社の事務員が行ってくれた可能性があるとし、61 年4月であれば自分自身が行ったとするなど、その供述内容は曖昧である。

また、申立人が、A社を退職する際に申立人の健康保険任意継続手続及び国民年金の加入手続を代行してくれた可能性があるとする当時の事務担当者は、「退職後の国民年金の加入手続は本人が行うものであると認識していたので、会社が個人の印鑑及び年金手帳を預かることは無かった。」と証言しているほか、申立人の国民年金加入手続を勤務先の会社が代行したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも厚生年金保険被保険者資格喪失後の 国民年金加入手続を適切に行っていない期間が散見される。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1326

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの期間及び49年10月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年3月まで

② 昭和49年10月から50年12月まで

申立期間①については、納付した時期は定かではないが、町役場から保険料の追納をしなければ将来年金額が少なくなると言われたので追納したはずである。また、その時に未納となっていた申立期間②の国民年金保険料も併せて納付したはずである。

領収書等を保管していないが、申立期間について保険料の納付事実を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の国民年金被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の子は、申立人及び申立人の子の妻の免除期間に係る追納等を同時期に行ったとしているが、その時期について記憶は明確でない。一方、申立人の子の妻も申立期間①を含む期間に係る追納について当委員会に記録訂正の申立てを行っているところ、申立人の子が「妻の保険料は優先して納付していた。自分の分の追納記録があり、妻の分の追納記録が無いのはおかしい。」と供述し、実際の納付記録でも妻の分を優先して納付している状況がみられたこと、及び申立人の子が追納したと記憶する金額は、二人分を同時に追納した場合の金額とほぼ一致していることを踏まえると、申立人の子は、その一部の期間について追納していることが確認できる昭和57年12月22日に、同人の妻の分についても、同じ期間を追納したことが推認された。

しかしながら、申立人の子は、「母親と妻の国民年金保険料の追納及び未納

保険料の納付については、一括して一度しか行っていない。」と供述していることから、当該保険料を納付したと主張する時期は、申立人の子がその妻の分を追納したと推認される昭和57年12月22日とみることができ、その時点で申立期間①のうち42年4月から47年3月までの期間の免除されていた保険料、47年4月から48年3月までの期間の未納となっていた保険料、及び申立期間②に係る未納となっている保険料については、追納可能な10年の期間を経過していたこと、又は時効によりいずれも納付できないことから、申立人の保険料についてもさかのぼって納付されたとは考え難い。

また、両申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに両申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1327

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除 されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、大学在籍中はアルバイトをしながら2種類の奨学金を受けており、 1年目は授業料も免除されていたが、2年目に授業料の免除申請手続を忘れ て免除が受けられなくなり、経済的にも苦しい状況であった。

平成3年当時、社会保険事務所から兄弟別々に届いた封筒の中には、国民年金保険料の免除の説明書とはがきが入っており、そのはがきには氏名、年齢、在籍大学校名等を記入し、A市B区役所あてに郵送するだけで免除申請が完了すると記載されていた記憶があり、私の母親が必要事項を記入した上、私と弟の分のはがき2通を同区役所あてに郵送したはずなので、申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社会保険事務所から送付されたはがきにより、免除申請をしたと主張しているが、社会保険事務所では、学生も強制加入になった平成3年4月以降、適用対象者の把握はすべて自治体にゆだねられており、社会保険事務所が独自に調査を行うことは無かったとしている上、免除申請は毎年行う必要があり、学生免除の場合は、所定の様式に必要事項を記入し、在学証明書等を添付して市町村窓口に提出する必要があったことから、はがきのみによる免除申請は困難であったとしている。

また、A市において、その当時、国民年金適用対象者の把握のため、「国民年金の資格確認票」と「リーフレット」を送付していた事実は確認できたものの、平成3年度に21歳から25歳に該当する者に送付されたリーフレットには、「同封のはがきは、加入用として受け付けませんが、資格調査票となっておりますので、必ずご回答ください。」と記載されていることが確認できることか

ら、申立人の母親が送付したとするはがきは、国民年金適用対象者を把握する ための「国民年金の資格確認票」であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時在住していたとするA市の国民年金被保険者 名簿には申立人の記録が無く、同市を管轄する社会保険事務所においても、申 立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いことから、申立人 は申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る免除申請手続をしていたことを示す関連資料(免除申請書等)は無い上、ほかに当該期間の免除申請手続をしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1328

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年7月までの国民年金保険料については、免除 されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年7月まで

私は、平成2年4月1日から8年7月11日まで大学に在籍していたが、 アルバイト収入と母子家庭という低所得のため、国民年金保険料を免除して もらうしかなかった。

平成3年当時、社会保険事務所から兄弟別々に届いた封筒の中には、国民年金保険料の免除の説明書とはがきが入っており、そのはがきには氏名、年齢、在籍大学校名等を記入し、A市B区役所あてに郵送するだけで免除申請が完了すると記載されていた記憶があり、私の母親が必要事項を記入した上、私と兄の分のはがき2通を同区役所あてに郵送したはずなので、申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社会保険事務所から送付されたはがきにより、免除申請をしたと主張しているが、社会保険事務所では、学生も強制加入になった平成3年4月以降、適用対象者の把握はすべて自治体にゆだねられており、社会保険事務所が独自に調査を行うことは無かったとしている上、免除申請は毎年行う必要があり、学生免除の場合は、所定の様式に必要事項を記入し、在学証明書等を添付して市町村窓口に提出する必要があったことから、はがきのみによる免除申請は困難であったとしている。

また、A市において、その当時、国民年金適用対象者の把握のため、「国民年金の資格確認票」と「リーフレット」を送付していた事実は確認できたものの、平成3年度に21歳から25歳に該当する者に送付されたリーフレットには、「同封のはがきは、加入用として受け付けませんが、資格調査票となっておりますので、必ずご回答ください。」と記載されていることが確認できることか

ら、申立人の母親が送付したとするはがきは、国民年金適用対象者を把握する ための「国民年金の資格確認票」であったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から平成 17年 11月に払い出されていることが確認でき、その時点で3年4月までさかのぼって申立人の国民年金被保険者資格が取得されたものと推認できる上、申立期間当時、申立人が在住していたとするA市の国民年金被保険者名簿には申立人の記録が無く、同市を管轄する社会保険事務所においても、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認できる。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立期間に係る免除申請手続をしていたことを示す関連資料(免除申請 書等)は無く、ほかに当該期間の免除申請手続をしたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1329

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年2月までの期間及び45年4月から49年3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年2月まで

② 昭和45年4月から49年3月まで

私は昭和44年に結婚し、私の自営業開業に併せ妻と相談して、当時、強制加入が義務付けられていた国民年金に加入することとし、同年5月ごろ、私の妻が夫婦の加入手続を行った。私が開業してからは、妻が経理を担当し、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和 49 年 5 月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦の国民年金加入手続はこのころに行われ、同時に 36 年 4 月までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得(強制加入)されたものと推認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったのは、その妻であるとして、申立人自身は関与していない上、申立期間①及び②の国民年金保険料は、過年度納付及び特例納付によるほかは納付できないところ、その妻には、さかのぼって申立人の保険料を納付した記憶が無い。

さらに、A市の昭和47年4月以前の国民年金保険料収納方式は印紙検認方式であり、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料は、すべて納付書に現金を添えてA市の出先機関及び金融機関で納付したとする申立人の妻の主張とは一致しない。

加えて、両申立期間は59か月と長期間であり、申立人に対し別の国民年金

手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立人の妻が当該期間に係る申立人の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1330

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年3月まで

私は昭和44年に結婚し、夫の自営業開業に併せ夫と相談して、当時、強制加入が義務付けられていた国民年金に加入することとし、同年5月ごろ、私が夫婦の加入手続を行った。55年6月にA社会保険事務所に行った際、これまで納付してきた国民年金保険料の納付領収書は必要無いと言われ、すべて処分してしまったことから、申立期間の納付領収書は残っていないが、夫婦の保険料は私が間違いなく納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和 49 年 5 月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦の国民年金加入手続はこのころに行われ、同時に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 44 年 5 月までさかのぼって資格取得(強制加入)されたものと推認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が夫婦の国民年金加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び特例納付によるほかは納付できないが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

さらに、B市の昭和47年4月以前の国民年金保険料収納方式は印紙検認方式であり、申立期間の国民年金保険料は、すべて納付書に現金を添えてB市の出先機関及び金融機関で納付したとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間は59か月と長期間であり、申立人に対し別の国民年金手 帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。 その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を 納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月26日から52年8月1日まで 申立期間は継続してA社に勤務し、B業務等に従事していたが、厚生年金 保険の加入記録が確認できない。

給与から社会保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録では、申立人は当該事業所を昭和50年12月25日に離職していることが確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日(離職日の翌日)の記録と合致している。

また、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにおいても、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和50年12月26日である上、事業主はこのほかに当時の人事記録等の資料が保存されていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について関係資料を得ることができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間の一部に当該事業所において短期雇用特例被保険者としての記録が確認できるところ、申立人には昭和50年12月25日及び51年12月25日の離職後の申立期間中に求職者給付金が支払われていることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち7人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間に当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認で

きない上、このうち申立期間中に申立人と同様に短期雇用特例被保険者であった者は、「昭和51年に当該事業所で8か月程度勤務した際には、国民年金及び国民健康保険に加入しており、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事 実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料の控除について具 体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年6月5日まで 昭和31年4月にA社(現在は、B社)に入社し、C業務に従事したが、 申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書、現在の事業主及び当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間中に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では、前述の失業保険被保険者資格取得確認通知 書以外に当時の資料が保存されておらず、当時の事業主も既に死亡しているこ とから、このほかに申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連 資料等を得ることができない。

また、申立人が申立期間中に一緒に勤務していたとする同僚4人のうち現在の事業主を除く3人は死亡及び連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、前述の同僚のうち、i)申立人が昭和32年4月ごろに入社したとする同僚は、34年2月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、ii)申立人が入社当時から一緒に勤務していたとする別の同僚は、31年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、このほかに、申立期間当時に失業保険の被保険者資格を取得後、相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が二人確認

できること等から、当時、事業主は従業員について一律に厚生年金保険の加入手続を行わず、従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推測される。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月5日から同年9月1日まで 昭和42年12月中旬に、A社(現在は、B社)の所長と面接をし、給料、住居、年金の加入などについて説明を受け、43年1月5日に採用となった。 同年3月ごろ、給料から控除されている各種税金や保険料について、会計担当の女子事務員から説明を受けたが、その際に厚生年金保険は会社の社員全

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

員が加入しているという内容の説明があったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和46年11月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所を吸収合併したB社に照会したところ、「吸収合併前のA社の資料が無く、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答しているほか、当時の事業主の所在も不明で、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人及び社会保険事務所の記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚11人の計14人に照会したところ、9人から回答があったが、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番

号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。 加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されて いたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年11月まで

申立期間については、A社の代表取締役として同社を経営し、月額70万円以上の役員報酬を得ていたにもかかわらず、社会保険事務所の記録における同期間の標準報酬月額が、平成4年11月から5年1月までについては15万円、同年2月から11月までについては8万円と記録されており、この記録は、私が得ていた役員報酬とは大きく相違している。

申立期間に係る給与明細書により、月額 70 万円以上の役員報酬を得ていたことが確認できるので、申立期間について、これに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、その後の6年11月25日付けで、申立期間のうち4年11月から5年1月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から15万円にさかのぼって減額訂正されていること、及び5年2月から同年11月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、7年1月30日付けで、53万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人が申立期間においてA社の代表取締役として同社に在籍していたことが確認できる。

また、B社会保険事務所から提出されたA社に係る執行停止整理簿により、 当該事業所は申立期間を含む平成3年度から4年度までの期間において、児童 手当拠出金及び延滞金を含む厚生年金保険料182万2,204円の滞納があったこ とが確認できるところ、これは、当該保険料額の滞納について、申立人が「平 成4年12月ごろから厚生年金保険料の納付が困難となった。」と供述していること、及び申立人から提出された申立期間に係る総勘定元帳において、厚生年金保険料7か月分が未払金として計上されていることと符合する。

さらに、申立人は、A社の代表取締役であり、i)申立人は「社会保険事務 については、自ら管理していた。」と供述している上、申立期間当時の顧問税 理士も「A社の税務申告事務を受託していた平成6年6月までは、業務に付随 して、申立人の指示に基づき社会保険事務を行っていたが、同月より後の期間 については、申立人が管理していたと思う。」と供述していること、ii)申立 人及び複数の社員が、「事業所代表者印は申立人が管理していた。」と供述し ていること、iii) 申立人は「すべての決裁書類を確認の上、事業所代表者印を 押印していた。」と供述していること、iv)複数の社員が、「申立人を除き経 営に係る決裁権を持つ者はいなかった。」と供述していること、v)当該事業 所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年12月31日に被保険者 資格を喪失した7人のうち5人は、同日以後も継続して勤務し、保険料控除が 行われていたことが確認できるところ、当該資格喪失日は6年1月1日から5 年 12 月 31 日へと訂正されたものであり、当該訂正処理に係る届出書の写しに は事業所代表者印が押印され、申立人の関与の下、事実に反する届出が行われ ていたことが確認できることから判断すると、社会保険事務所が事業主であっ た申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、単独で処理を行 ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの当該標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から18年3月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、同期間に係る標準報酬月額は20万円とされているが、私が所持している給与明細書により、平成16年9月に定時決定されるべき標準報酬月額は41万円であること、同様に17年9月は53万円であることがそれぞれ確認できる上、15年に係る給与明細書は所持していないものの、同年に係る金融機関口座の取扱明細書において確認できる差引支給額から、15年9月については少なくとも24万円となることから、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、これらの実態に即した記録へと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標 準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われ るのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に 支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範 囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬 月額として認定することとなる。

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成15年から17年までの各年9月に、いずれも20万円として定時決定されていることが確認できるが、申立人から提出された16年1月から12月までの給与明細書(以下「給与明細書」という。)により、16年9月の定時

決定の対象となる平均報酬月額は39万9,427円であり、当該額に基づく標準報酬月額は41万円であること、及び17年9月の定時決定の対象となる平均報酬月額は54万2,237円であり、当該額に基づく標準報酬月額は53万円であることがそれぞれ確認できる上、15年に係る給与明細書は保管されていないものの、申立人から提出された同年の金融機関口座の取扱明細書によると、定時決定の対象となる同年4月から6月までの期間に係る差引支給額の平均額は23万1,745円であり、当該平均額に基づく標準報酬月額であっても24万円となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書により、申立期間のうち平成 16 年 1 月から 17 年 12 月までの期間について、事業主が給与から控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち平成15年9月から同年12月までの期間及び18年1月から同年3月までの期間に係る給与明細書は存在しないことから、事業主がこれらの期間において、給与から控除していた厚生年金保険料額を確認することはできないが、申立期間当時においてA社の社会保険事務及び給与計算事務を受託していた社会保険労務士は、「申立期間については、決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している。

また、申立人から提出された平成15年及び16年に係る源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額はおおむね一致しており、当該期間の厚生年金保険料率は同一であったこと、及び申立人が名前を挙げた同僚9人に照会した結果、このうち二人から18年の給与明細書が提出されたところ、これら二人共に、記載されている厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額は一致していることを併せて判断すると、給与明細書が存在しない15年9月から同年12月までの期間及び18年1月から同年3月までの期間についても、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月27日から31年3月ごろまで 厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立 期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和28年3月22日から31年3月ごろまでA社B事業所に勤務しており、 厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金 保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、このうち二人は当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡が無く、他の一人は申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録があるものの、当該同僚は、「私は昭和35年10月に結婚しているが、その時、申立人は私と一緒の会社で同じ仕事をしていた。申立人は2年から3年の間、一緒に同じ仕事をしていたと思うので、37年か38年に退職したと思う。」と供述しているところ、この者の供述からは申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間前後において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる11人に照会し、9人から回答が得られたところ、このうち二人は、「申立人の名前は聞いたことがあるが、勤務期間は不明である。」と供述しているが、残りの7人は、「申立人を知らない。」、「一緒に勤務していない。」と供述しており、いずれの者からも当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の

適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月13日から36年3月7日まで

- ② 昭和36年8月24日から37年2月28日まで
- ③ 昭和37年12月10日から38年2月28日まで
- ④ 昭和39年11月26日から同年12月12日まで
- ⑤ 昭和41年10月6日から同年11月30日まで
- ⑥ 昭和42年9月6日から43年3月7日まで
- ⑦ 昭和53年3月29日から同年5月8日まで
- ⑧ 昭和53年5月8日から55年2月5日まで

船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、すべての 申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①、②及び⑤については、Aが所有するB船においてC職に就き、 D業務に従事していた。

申立期間③については、Eが所有するF船においてG職に就き、D業務に従事していた。

申立期間④については、Hが所有するI船においてG職に就いていた。 申立期間⑥については、Jが所有するK船においてC職に就き、D業務に 従事していた。

申立期間⑦については、Lが所有するM船においてC職に就き、N業務を 担当していた。

申立期間®については、O社が所有するM船においてC職に就いていた。 いずれの申立期間についても船員保険料控除の事実を確認できる資料等 は無いが、船員手帳において、各申立期間における雇用期間が明らかであり、 各申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 船舶所有者のAに係る申立期間①、②及び⑤について、申立人が所持する 船員手帳によると、B船に係る雇入年月日及び雇止年月日が、i)雇入年月 日は昭和35年12月13日、雇止年月日は36年3月6日(D業務終了)、ii) 雇入年月日は同年8月24日、雇止年月日は37年2月27日(D業務終了)、 iii)雇入年月日は41年10月6日、雇止年月日は同年11月29日(合意)と 記載され、それぞれ、当時の海運支局又は町役場の公認印が押されているこ とが確認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び⑤については、当該船舶所有者が船員保険の適用事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない。

また、船舶所有者のAは既に死亡しており、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当時当該船舶所有者が所属していたP漁業協同組合に対し、当時の船員保険料徴収台帳について確認したが、「既に当該台帳は廃棄しており、船員保険に係る詳細については分からない。」との回答があった。

加えて、申立人は、いずれの申立期間においても同僚等の名前を記憶しておらず、当時の同僚等から供述を得ることができない。

2 船舶所有者のEに係る申立期間③について、申立人が所持する船員手帳によると、F船に係る雇入年月日は昭和37年12月10日、また、雇止年月日は38年2月27日(漁期終了)と記載され、それぞれ、当時の町役場の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間③については、当該船舶所有者が船員保険の適用 事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない。

また、当該船舶所有者に照会したところ、当該人は既に死亡しており、この者の親族は、「申立期間当時の書類はすべて廃棄しており、当時船舶所有者が所属していたP漁業協同組合にも確認したが、「当時の船員保険料徴収台帳は既に無く、船員保険に係る詳細については分からない。」とのことであった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間③において同僚等の名前を記憶しておらず、 当時の同僚等の供述を得ることができない。

3 船舶所有者のHに係る申立期間④について、申立人が所持する船員手帳によると、I船に係る雇入年月日は昭和39年11月26日、また、雇止年月日は同年12月11日(本人の希望による)と記載され、それぞれ、当時の町役場の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間④については、当該船舶所有者が船員保険の適用 事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない。

また、船舶所有者のHは既に死亡しており、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当時当該船舶所有者が所属していたQ漁業協同組合に対し、当時

の船員保険料徴収台帳について確認したが、「既に当該台帳は廃棄しており、 船員保険に係る詳細については分からない。」との回答があった。

加えて、申立人は、申立期間④において同僚等の名前を記憶しておらず、当時の同僚等の供述を得ることができない。

4 船舶所有者のJに係る申立期間⑥について、申立人が所持する船員手帳によると、K船に係る雇入年月日は昭和42年9月6日、また、雇止年月日は43年3月6日(合意による)と記載され、それぞれ、当時の町役場の公認印が押されていることが確認できる。

また、当該船舶所有者に照会したところ、この者の家族から、「当時、船員保険に加入していないと差押えを受けて操業できなくなるため、乗船する船員は必ず同保険に加入させていた。しかし、申立期間当時の書類はすべて廃棄しており、当時、当該船舶所有者が所有する船舶に誰がどの時期に乗船していたか等については全く記憶にも無く分からない。」との回答を得た。しかしながら、社会保険事務所が保管する当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間⑥においては船員保険被保険者であった者は存在せず、一方、同名簿において被保険者証の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間⑥の前後の期間に、当該船舶所有者において船員保険の被保険者であったことが確認できる者 12 人のうち生存及び連絡先が判明した二人に照会し、二人から回答が得られたが、いずれも、「申立期間当時の申立人の就労状況及び船員保険の適用状況について具体的なことは一切知らない。」と供述している。

加えて、上述の一人は、「当時は船員保険に加入していないと差押えを受けて操業できなくなるため、船員は必ず同保険に加入していた。」と供述しているが、この者の記憶する自身の乗船歴と船員保険の加入記録は必ずしも一致していないことが確認できる。

5 船舶所有者のLに係る申立期間⑦について、申立人が所持する船員手帳によると、M船に係る雇入年月日は昭和53年3月29日、また、雇止年月日は同年5月8日(回航終了)と記載され、それぞれ、当時の海運支局又は町役場の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間⑦については、当該船舶所有者が船員保険の適用 事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない。

また、当該船舶所有者に照会したところ、当該人は既に死亡しており、この者の親族は、「当時、船員保険の掛け金が高かったため同保険に加入しておらず、代わりに各船員が国民年金保険料を納付できるように、給与に上乗せして払っていた。このことは申立人も承知しているはずであり、同時期に申立人と同じ船に乗っていた者一人に確認したところ、「船員保険に加入する代わりに給与に上乗せされたものを原資に自分で国民年金に加入していたことに間違いは無い。」との返事をもらった。」と回答している。

さらに、上述の名前が挙がった同僚に照会したところ、「申立期間についてはM船で申立人と一緒に乗船していたが、この期間は船員保険には加入していなかった。」と供述している上、社会保険庁の記録から、当該同僚は申立期間⑦については国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

6 〇社に係る申立期間⑧について、申立人が所持する船員手帳によると、M 船に係る雇入年月日は昭和53年5月8日、また、雇止年月日は55年2月4 日(工事終了のため)と記載され、それぞれ、当時の町役場及び海運支局の 公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、O社に照会したところ、「申立てに係る船舶は当社の所有では無く、R町漁業協同組合所有の船舶を「交通船」としてチャーターしていたものであり、かつ、申立人は船員ではなく、S業務作業員として申立期間の前後に雇用していた。」と回答している。

また、当該事業所は、「i)申立人に係る雇用保険について、短期雇用特 例被保険者として、昭和53年5月1日資格取得、同年12月28日離職及び 54年3月1日資格取得、同年12月27日離職の雇用保険被保険者離職証明 書が所轄の公共職業安定所において受理されている。この事実について、当 時、船員であれば同離職証明書の提出先はT運輸局と決められており、公共 職業安定所に提出し受理されることは無い、ii)申立人に係る健康保険につ いて、当時の記録は無いが、当時の現場を管理する立場の者に確認したとこ ろ、「S業務作業員はすべてU国民健康保険組合の第×種組合員であり、当 時第*種組合員の厚生年金保険への加入は任意であり、各自が国民年金に加 入していた。」とのことであり、船員保険に加入している者が重ねて他の健 康保険制度に加入することは無い、iii) 当社における申立人に係る記録とし て「労働者就労実績簿」が保管されており、同実績簿に記載のある記録は雇 用保険被保険者記録と一致する。また、当該実績簿はS業務作業員を管理す るものであり、当社において船員として雇われた者は別に管理簿があり、当 該実績簿に載ることは無い、iv)船員の管理簿には申立人の記録は無い。」 と回答しており、以上のことから、「申立人が申立期間において船員保険に 加入していたと考えることはできない。」と回答している。

さらに、申立期間⑦においてM船で申立人と一緒に乗船したとする者は、「昭和53年5月からO社の下で、私も申立人と一緒に働いていたが、この期間は二人とも船員保険には加入していない。」と供述している。

加えて、申立期間⑧については、当該船舶所有者が船員保険の適用事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する〇社の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間⑧及び前後の期間を含め確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

7 すべての申立期間について、申立人が船員保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を 考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁 があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契 約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、 雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日 及び喪失日の根拠とすることができない。

8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から26年7月1日まで

② 昭和27年3月10日から29年5月1日まで

申立期間①について、昭和25年4月からA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、26年7月1日とのことである。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の脱退 手当金が支給された期間となっているが、脱退手当金の制度があることも知 らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間②を厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和43年 12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事 業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において事業主名の記載は無く、 申立人も事業主の名前を記憶していないことから、申立人に係る勤務実態及 び厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはでき ない。

また、社会保険事務所の記録から申立期間①前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した7人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれも申

立人を覚えておらず、このうち入社時期に関する供述が得られた二人については、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、共に約1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、当該二人からは、同資格を取得する以前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、申立人も当該事業所では見習い期間が6か月ぐらいあったと述べていることを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者 台帳及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿 において、申立人は当該事業所で昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保 険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年5月の前後8年以内に資格喪失し、かつ、受給資格のある16人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む16人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日の4か月以内に支給決定がなされている上、連絡の取れた同僚3人から聴取したところ、うち一人は「退職時に会社から「厚生年金保険の解約手続はどうしますか。」と聞かれた記憶があり、解約しないと言ったが解約となっていた。」と供述しており、他の一人は「会社を退職する時に、「厚生年金保険を解約して一時金でもらいますか。」との説明を受け、会社に脱退手当金の請求手続を依頼し、会社から脱退手当金をもらったと思う。」と供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されており、同台帳に記載されている支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和29年8月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月1日から31年11月2日まで

② 昭和31年12月1日から35年2月16日まで

平成10年3月にA社B事業所を定年退職し、初めて社会保険事務所へ行ったところ、申立期間は脱退手当金を支給済みであるとの説明があった。私は脱退手当金を請求したことや受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人が資格喪失した昭和35年2月の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性27人の支給記録を調査したところ、20人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち15人は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1468 (事案 799 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月4日から34年9月22日まで 申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を社会保険事務所か ら受けたが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので申し立て

たところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。

当時の状況を証言してくれる同僚一人が見つかったのでその者に確認するとともに、私と同時期に退職した者全員にも確認してもらいたいので、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、ii)申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際に、申立期間のものとは別の厚生年金保険被保険者記号番号が新たに符番されていること、iii)同僚の一人は、「会社からの説明は無かったが、女性の間ではよく話題になっており、ほとんどの人が受給していた。」と供述し、また、他の同僚の一人は、「会社からの説明は無かったが、親友の同僚の話を聞いて受給したと思う。」と供述しており、申立期間当時は通算年金制度創設前であることから、退職後すぐに脱退手当金の請求を行うのが一般的であったと考えられること、iv)申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月19日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たに見つかった同僚一人及び申立人と同時期に厚生年金保険被

保険者資格を喪失した者全員に対する確認を求めているが、前回調査において申立人と同時期に資格喪失した者のうち生存及び連絡先が判明した者は4人であり、うち二人には確認済みであるため、申立人が名前を挙げた同僚一人と未確認であった同僚二人に確認したところ、そのうち支給記録のある一人は、「会社から脱退手当金の説明があったかどうか分からない。友人、親族等と脱退手当金の話をした記憶は無いし、脱退手当金を受給した記憶も無い。」と供述し、他の支給記録のある一人は「会社から脱退手当金の説明は無かったと思う。はっきりと覚えていないが、友達か会社の担当者に脱退手当金の話を聞いて受給したと思う。」と供述しており、また、支給記録の無い一人は、「会社から脱退手当金の説明があったかどうかは分からない。私は姉が脱退手当金を受給していたこと、当時結婚退職する人のほとんどが脱退手当金を受給していたので、脱退手当金のことを知っていたが、すぐに就職するため受給しなかった。」と供述しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらのことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月30日から同年4月5日まで 申立期間については、A社に期間雇用者として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、平成21年1月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同年1月19日に破産していることが商業登記簿謄本により確認できるところ、破産時の事業主は、「当時の資料は何も残っていない。」と回答しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所において総務の仕事をしていた者は、「期間雇用者は、いつでも仕事を辞めることができ、退社日は自分で決めることができた。雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失の手続は、期間雇用者からの申出に基づき適正に行っていた。」と述べている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「当時、申立人と同様に冬期間のみの期間雇用者は何人もいたが、期間雇用者は皆、退社日については本人の申出であり、いつでも辞めることができた。」と同様の供述を行っているとともに、当該同僚及び他の複数の同僚が記憶する当該事業所における勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していることから判断すると、申立人は、昭和57年3月30日に退社したものと考えるのが自然である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和57年3月30日に同保険の資格を喪失したことが記載されており、その記載に不自然な点は見られない上、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、雇用保険の被保険者期間とも一致している。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月11日から35年1月30日まで 昭和32年7月入社から38年12月に退職するまで、継続してA社(現在 は、B社)に勤めていて途中で退職や休職はなかった。申立期間は、C作業 所でD職として従事していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金 保険の被保険者資格記録が欠落している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社 に照会したところ、「申立人が申立期間に勤務していたというC作業所については、昭和31年度に着工し、34年度に竣工しているが、申立期間当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況については確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、A社で申立期間当時に一緒に勤務していたとする同僚を16人(いずれも、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができない。)挙げているが、二人は社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当する姓が無く、5人は、同名簿によりそれぞれ同姓が確認できたことから、所在が確認できた4人に照会したところ3人から回答があり、このうち二人は、「申立人の名前に記憶が無い。」他の一人は「申立人の名前には記憶があるが、申立人が勤務していた時期及び現場については記憶が無い。」と回答している上、3人とも「自分は、C作業所では勤務していない。」と述べている。

さらに、前述の同僚16人のうち、残りの9人は、厚生年金保険被保険者名

簿に該当する姓が複数(延べ30人)存在し、所在が確認できた13人に照会したところ8人から回答があったが、いずれも申立人の名前に記憶が無い上、C作業所で勤務していたことが確認できた者は一人しか存在せず、この者も、勤務していた時期等の記憶が曖昧である。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、所在が確認された者8人に照会したところ、このうち4人から回答があったが、「申立人の名前に記憶が無く、C作業所にも勤務していない。」と述べており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所の記録では、申立人は当該事業所において昭和32年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年1月11日に資格を喪失後、35年1月30日に同社において再度資格を取得していることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には訂正等の不自然な記録は無く、当該事業所の厚生年金保険被保険者で申立人同様に申立期間が厚生年金保険の欠落期間となっている者は確認できない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から26年1月1日まで 申立期間については、A社(現在は、B社)C支所に勤務し、D業務を担 当していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給 与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であ ったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に、A社で勤務していた複数の同僚の供述及び申立人の申立 内容から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間 中から継続してA社C支所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、A社として、昭和26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料は何も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は、既に死亡しており、申立人の申立てに係る供述を得ることができず、社会保険事務所の記録によると、当該二人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和26年1月1日であることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる47人(申立人及び前述の同僚を含む。)のうち、社会保険庁のオンライン記録で確認できる35人について、同保険の加入記録を確認したところ、申立期間は別の事業所において同保険の加入記録が確認

できるか、あるいは、同保険に加入した形跡は見当たらない。

その上、当該35人のうち、社会保険事務所の記録により、所在が確認できた6人に照会したところ、このうちの5人は、昭和25年3月又は同年4月に当該事業所で勤務を開始したことを記憶しているものの、申立期間当時に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、このうちの一人は、「私が就職した当時、当該事業所は、まだ厚生年金保険の加入手続を行っておらず、福利厚生等が遅れていた。」と述べている上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月ごろから23年4月ごろまで 申立期間は、A市B地区のC社(現在は、D社)E事業所に勤務し、F業 務を担当していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提供された資料等により、申立人が勤務していたとするC社E事業所は、A市B地区に存在していたことが確認でき、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の妻の供述及び申立人の申立内容から判断すると、勤務の時期及び期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保 険の適用事業所として確認できない。

また、D社によると、「E事業所に勤務していた者の資料は無い。」と回答しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認することができない。

さらに、申立人がE事業所の代表者であったとする者は、所在が確認できないため申立人の申立てに係る供述を得ることはできないものの、A市図書館が保管するC社に係る昭和22年度の職員配置表により、E事業所長であったことが確認できる上、C社A事務所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年6月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、E事業所で勤務する者については、C社A事務所において同保険を適用させていた可能性があるが、C社A事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、申立人が一緒に勤務していたという同僚は、既に死亡しており、他の上司については申立人が名字のみしか記憶していないため、申立人の申立てに係る供述を得ることができない上、職員配置表にも申立人を含めこれらの者の名前が記載されていない。

なお、D社が保管する資料によると、E事業所は、戦後独立しG社となったことが確認でき、社会保険事務所の記録によると、昭和23年2月5日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるものの、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、申立人は、その社名を知らないと述べている。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた 事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が給与から控 除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月ごろから38年1月1日まで

② 昭和39年5月1日から40年11月ごろまで

A社(現在は、B社)には、20歳ごろから4年間程度勤務していたが、 社会保険事務所の記録によると、昭和38年1月1日から39年5月1日まで しか厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人がA社において一緒に勤務していたという同僚 及び社会保険事務所の記録から同社において厚生年金保険の被保険者であっ たことが確認できる者合わせて8人に照会したところ、7人から回答があり、 このうち3人は申立人の名前に記憶が無く、他の4人は申立人のことを記憶し ているものの申立人の勤務期間までは記憶に無く、申立人の両申立期間に係る 勤務の実態についての供述が得られない。

また、当該事業所に照会したが、関係資料は保存されておらず、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての状況を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は実際に当該事務所に勤務していた期間についての記憶が曖昧である。

加えて、申立期間①について、複数の同僚が「当該事業所では入社後すぐに は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べていることから、申立人も入 社後一定の期間経過してから厚生年金保険に加入したことが考えられる上、社 会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、 当初昭和38年6月1日になっていたが、同年8月7日付けで同年1月1日に 訂正されていることが確認できる。

一方、申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、昭和39年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、訂正等の不自然な記録は無く、健康保険被保険者証も同年5月20日に返納していることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年9月1日まで 昭和32年4月、A社のB氏に誘われことを契機として、同社に入社した。 同社では、当初はC営業所に配属され、その後D工場に配属となった。 社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について 照会したところ、加入記録が無いとの回答があった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の新聞記事の写し、申立人のA社に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、退職日の特定はできないものの、申立人が昭和32年4月に当該事業所に入社し、申立期間中に当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は申立人について、「申立人に係る関係資料が無く、 A社に在籍した形跡が無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態及 び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、事業主は、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて、「申立期間当時は、申立人と同じくE省F局の事業所を辞めて当社に入社する者が多かったが、雇用形態も日雇、臨時職員等様々であり、厚生年金保険の加入時期も一律ではなく、厚生年金保険に加入しなかった者も多かった。試用期間も人によって異なり、半年から4年半程度設けていた。」と回答している。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務したとする同僚6人の名前を挙げており、このうち5人と連絡が取れたが、いずれの同僚からも申立人が当該事業所において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった上、このうち一人は、申立人と同時期の昭和32年4月にE省F

局G事業所を退職し、当該事業所に入社したとしているが、この同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所を退職したとする時期とほぼ同時期の33年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚一人は、「私は、昭和32年4月、申立人と同じくA社のB氏に誘われてE省F局G事業所を退職し、当該事業所に入社した。私も申立人も当該事業所の正社員ではなく、H担当の臨時雇用員としてC営業所に配属された。申立期間中は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」と供述しているところ、この同僚は、社会保険事務所の記録によると、先の申立人が名前を挙げた同僚と同じく、申立人が当該事業所を退職したとする時期とほぼ同時期の昭和33年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これらは前述の事業主の回答とも符合する。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険 料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年10月19日まで

私は、A社の事業主であったが、不況の影響、体調の悪化等から、平成6年の8月分か9月分の厚生年金保険料を滞納していたと思う。

このため、平成6年10月25日に、5年8月及び同年9月の標準報酬月額68万円が26万円に、また、同年10月から6年9月までの標準報酬月額71万円が30万円にそれぞれ遡及して下げられ、滞納した保険料に充てられたことになっているが、自分の意思によるものではない。

申立期間当時の自分の給与は月額70万ぐらいだったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA 社は、平成6年10月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、同年10月25日付けで5年8月及び同年9月は53万円から26万円に、また、同年10月から平成6年9月までは53万円から30万円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i)申立人は当該事業所の代表取締役であること、ii)社会保険事務所の記録では、申立期間当時、標準報酬月額の遡及訂正が行われた厚生年金保険被保険者は申立人のみであること、iii)申立人は、平成6年9月に体調を悪化させていた時期を含め、申立期間については会社印、代表者印は自分が保管していたとしていること、iv)当該事業所の取締役の一人に照会した結果、役員報酬については、役員会で決議することなく、申立人が決めていた

そきゅう

と供述していること、v)申立人は、自身の標準報酬月額の遡及訂正について、 社会保険事務所職員が訪問調査した際、同事務所職員が質問応答書に「社会保 険事務所職員の指示により自分の報酬を下げ、保険料に充てたと思われる。」 と記載したことに対して相違ない旨同意しているが、その具体的根拠は無いこ とを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の訂正に係る届出に関与してい なかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年10月20日まで 昭和34年3月に大学を卒業し、同年4月からA社に勤務して35年10月 に同社を退社した。

その後、B事業所職員となり、B事業所の退職時に自分の厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、当該事業所での加入期間は不明との結果で現在に至っているが、申立期間における厚生年金保険の被保険者資格取得等について再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった履歴書(申立人は、退職時に入手した人事記録であるとしている。)によると、申立人の職歴について、昭和34年4月に「C市A社D課に社員として勤務」、35年10月に「同社退社(B事業に従事するため)」と記録されていることが確認できるが、申立人が記憶している一人の同僚及びその同僚が記憶している一人の同僚の合計二人も、申立人と同様に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が無いことが、社会保険事務所の記録から確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚8人に対して申立人の勤務状況等について照会したところ、5人から回答があり、このうちの一人は「申立人は、昭和36年ごろ総務担当で自分と一緒に勤務していた。」と供述しているが、申立人自身はE課に勤務していたと申し立てていること、及び昭和36年時点では、申立人は当該事業所を退職していることから、当該同僚の供述は申立人とは別人であると考えられる上、他の4人は「申立人のことは記憶に無い。」又は「入院中のため回答できない。」と供述していることから、申立人の当該事

業所における勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、当該事業所では、申立人の申立期間当時における勤務状況等について「資料が無いため、不明である。」と供述しているため、申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者 名簿には、申立期間において申立人の名前の記載は無く、一方、同名簿におい て整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考 え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年10月まで

昭和38年当時、A市内のB公園近くのビルにあったC社に勤務していた。 自分あての郵便物が当該事業所に配達された控えもあり、勤務していたこと は間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のC社の事業主の三女の供述、申立人が提出した当該事業所を あて先とする申立人あて郵便物(写し)及び職場の詳細なメモから判断して、 期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し ていたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年9月27日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が記憶している4人の同僚等を含め40人が同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、上述の 40 人のうち 35 人は、昭和 40 年 9 月 27 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡が無く、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる者も複数確認できる。

さらに、申立人が提出した職場の詳細なメモには、20 人以上の同僚等が記載されているが、その多くは名前のみ、名字のみ、又は愛称のみであったため、所在を特定することができず、申立人が記憶している前述の4人のうち3人は死亡又は所在不明のため、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況を確認でき

たのは一人だけであったが、同人は「厚生年金保険の適用事業所になる以前の期間については、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述しているとともに、申立期間当時の事業主の三女であった者も「適用事業所になる前は給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 54 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主であり商業登記簿謄本上でも代表取締役であった者は既に死亡しているため、申立期間当時における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。